

災害時における北広島市と星槎道都大学との
相互協力・相互支援のための覚書

北広島市と星槎道都大学との連携に関する協定書第2条第4号に基づき、北広島市（以下「甲」という。）と星槎道都大学（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援の相互協力・相互支援を実施するために、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、北広島市域に大規模な災害が発生したとき、被災者を支援するために甲と乙の相互協力・相互支援を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（相互協力・相互支援事項）

第2条 甲と乙は、双方の連絡調整の窓口を通じて、次の事項について相互協力・相互支援を実施するものとする。

- (1) 被災者の緊急一時避難への支援
- (2) 高齢者や障がい者などの要援護者への支援活動の推進と連携
- (3) 災害ボランティア活動の支援と連携
- (4) 災害情報・被災情報の収集、伝達活動への支援と連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

（連携調整窓口）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項を迅速かつ適確に実施するため、それぞれに連絡調整の窓口を設置する。甲の窓口は総務部防災・庁舎建設課とし、乙の窓口は地域連携推進センターとする。

（施設等の利用）

第4条 災害発生時の緊急事態等による甲の要請に基づき、乙は保有する施設について、その利用を可能な限り承認する。

2 施設等の利用方法、利用期間等については、別途協議する。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年 4月 1日

甲 北広島市中央4丁目2番地1

乙 北広島市中の沢149番地

学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学

北広島市長

上野 乙 五



学長

山本 一 三

